

河内長野市地域介護予防活動支援事業補助金（通いの場活動）について

■対象団体

- ・本市の区域内に所在する団体
- ・申請日前2か月以内に、補助対象となる活動を概ね4回以上実施しており、継続的に適切な事業実施が見込める団体
- ・宗教活動又は営利活動を目的としない団体
- ・地域の住民が参加する団体

※実施する地域介護予防活動に対し、現に国、大阪府、本市その他の地方公共団体、民間団体等からの補助金等の交付を受けている団体は除く

■対象事業

要件	内容
利用対象者	本市在住の概ね 65 歳以上の在宅高齢者
利用者数・開所日時	1 日 3 人以上の利用があり、週 1 日以上かつ活動時間が 1 日 3 時間以上の開所を要する
必須事業	1. 介護予防体操及び健康体操等 2. 趣味、創作、レクリエーション及びその他介護予防につながる活動
実施施設	市長が適当と認める民家等の施設であり、利用者の利便、安全及び保健衛生に関する必要な措置を講じること

■補助額

補助単価 144,000円／年 ※補助対象経費と補助単価を比較して低い方

※ただし、活動が1年に満たない場合は、原則して1月当たり12,000円に活動実施月数をかけた額

■補助対象経費

報酬、賃金、旅費、報償費、消耗品費（食糧費は除く）、燃料費、光熱水費、修繕料、通信運搬費、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、研修日

※上記経費についてはすべて、車両の整備及び維持管理等に要する経費は除く。

■提出書類

交付申請（事業開始前）	実績報告（事業完了後）
・補助金交付申請書（様式第1号） ・事業実施計画書 ・収支予算書 ・利用者名簿 ・会則 ・平面図 ・年間行事予定表 ・申請日前2か月以内、4回以上の活動実績表（活動日、利用者の名簿） ※新規申請時のみ	・補助金実績報告書（様式第5号） ・事業実績報告書 ・収支決算書 ・補助対象経費にかかる領収証のコピー（原本も一緒にお持ちください） ・活動日、利用者の名簿 ・年間行事表 ・活動の様子がわかる写真、チラシ等

■申請の流れ

1. 申請

必要書類を介護保険課まで提出してください。

新規申請の場合は、事前協議の必要があるため、補助を希望する期間の開始月の少なくとも3ヶ月前にご相談ください。



2. 交付決定

提出書類や事業内容の聞き取りにより審査します。審査の結果、補助金の交付について決定すれば、「地域介護予防活動支援事業補助金交付決定通知書」を送付します。



3. 補助金の請求

- ・地域介護予防活動支援事業補助金交付請求書（様式第4号）
- ・口座振替支払依頼書
- ・地域介護予防活動支援事業補助金交付決定通知書の写し

※原則、半期ごと（9月・3月）の交付となります。ただし、適正に事業を運営するために必要と認められる場合は、概算払い（補助金の前払い）が可能です。



4. 事業実施

事業計画書のとおり事業を実施してください。

大きな変更がある場合は、介護保険課までご相談ください。



5. 実績報告

事業完了後、速やかに必要書類を介護保険課まで提出してください。



6. 補助金額の確定

提出書類や事業実施内容の聞き取りにより審査し、補助金額の確定を行います。

確定すれば、「地域介護予防活動支援事業補助金確定通知書」を送付します。

○概算払いで補助金請求をしていない場合は、補助金の請求をしてください。

○概算払いで交付した補助金額が確定額より多い場合は、差額を返還していただきます。

【問い合わせ】

河内長野市 介護保険課 介護予防グループ

電話：0721-53-1111